## 節題命

# 南区農業委員会



第42号

令和3年9月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785·372-6791 FAX (025) 373-2285 http://www.city.niigata.lg.jp/(新潟市)

#### 主な内容

- P 2 農業経営基盤強化促進法による利用権の更新
- P3 農地転用について
- P 4 農業委員会統合·委員募集









7月下旬、巨峰と幸水の出荷が始まっていました。撮影日は蒸し暑い日でしたが、繁る葉の下は涼しく、甘い香りが漂っていました。

いよいよ南区が誇る果物の季節です!



### 利用権の更新手続きが始まります!

農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、令和4年3月末で契 約が終了する農地の貸し借りを続ける際は、契約更新の必要があります。契約期間が過 ぎると耕作する権利が所有者に戻ります。

該当の方(貸し手・借り手)には、10月初旬に更新のご案内をお送りしますのでご 確認ください。

新しく農地の貸し借りをする際は申出書が必要ですので、南区農業委員会事務局へお 問い合わせください(電話:025-372-6785)。

### (愛)ご注意ください!

更新の場合であっても、1月25日(火)を過ぎた申し出については新規の契約と して取り扱います。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
10 月	10月25日(月)	11月30日(火)	12月14日(火)
11月	11月25日(木)	12月27日(月)	1月17日(月)
12月	12月23日(木)	1月31日(月)	2月15日(火)
1月	1月25日(火)	2月28日(月)	3月14日(月)



- 問)田んぼを耕作してもらっているけれど、畑は自分で作っている。 自分で作っている畑の隣にある知人の畑を買いたい。どうやったらいい? (委託に出している田 6.000㎡ /自作の畑 480㎡ /購入希望の畑 150㎡)
- 答)農地を買うことができるのは、農地を維持確保する観点から「農家」の方に限られて います。

ここでいう「農家」は、自分で所有している農地が 5,000㎡以上あり、かつ当該農地を 自分で耕作していることが前提条件です。

問いの場合、所有している農地は 6.480㎡ありますが、委託に出して自分で耕作して いない農地が 6.000㎡ありますので、農地を買うことができる基準に該当せず購入する ことはできません。

※「農地の売買や交換について、該当農地の面積や地番、所有者名義を教えてほしい。」とのお 問いあわせがありますが、個人の資産情報を保護する観点から相手方の承諾がないとお伝えし ません。ご相談の際は、相手方の承諾書(委任状)をご用意ください。



農機具(トラクター、コンバイン等)の盗難にご注意ください!



### 「農地の転用」には農地法による 許可が必要です



### 農地転用とは? 🧗



- 住宅や工場を建てる
- 駐車場にする
- ・資材置き場や建設残土置き場にする

### 農地を農地以外の用途

農業者年金に来の備えに

農地を転用する場合は、農地法の許可又は届出が必要です。許可を受けないで行われる 「違反転用」が後を絶ちません。農業者はもとより、開発に携わる人も農地転用許可制度を正 しく理解し、法令順守に努めましょう。

農地転用の許可申請の受付は南区農業委員会農地係で行っています。ご相談ください。

- 農地に関する相談、転用についての手続きや疑問
- 農舎を建設するのに転用申請が必要かどうか?
- 農地を転用して個人住宅を建てることができるかどうか? など

◇ご相談は南区農業委員会へ◇ 電話 025-372-6791

### 農地法関係の申請・届出締切日

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
10 月	11日(月)	5 日(火)	11月	9 日(火)	2 日(火)
		14 日(木)			12 日(金)
		25 日(月)			22日(月)
12月	8 日(水)	2日(木)	1月	11 日 (火)	5日(水)
		13 日(火)			14 日(金)
		21 日(火)			25 日(火)



- ★毎週金曜日発行(月4回)
- ★月額700円
- ★年額8,400円
- ★3ヶ月間の試読 (無料)

もできます

額社会保険料控除の対象なので 険料は月額2万円から自由に選 所得税と住民税の節税効果もあり 金という面もあるので、 、年金です。 支払った掛け金は全 ットがあります。 国の担い手政策も兼ねた政策年 ための公的年金「農業者年金」 つでも見直しできる自由度の 国民年金に上乗せできる農業者 加入も脱退もいつでも可

### 農業委員会の統合について

新潟市では、区域を超えた農業者の皆様の耕作状況等にも対応できるよう、現在市内にある中央農業委員会を初めとする6つの農業委員会を、令和4年度から「新潟市農業委員会」として統合することを予定しています。

許可申請や証明発行などの事務手続きは、これまでと同様に「南区事務所」で行うことができます。

### 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

統合後の「新潟市農業委員会」の各委員を以下により募集します。

農業委員 ※全市域での募集となります。

▶業務 農地に係る許認可

農地利用の最適化の推進に係る業務

◇担い手への農地利用の集積・集約化

◇耕作放棄地の発生防止・解消

◇新規就農者の確保

毎月の会議(総会・部会等)及び現地調査等

▶募集人員 24人以内(全市合計)

対 象 農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、

その他の農業委員会の市所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行

うことができる方

▶任 期 令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日

▶報 酬 43,000 円以内(月額)

#### 農地利用最適化推進委員 ※担当区域ごとの募集となります。

業務 担当地区において、農地利用の最適化の推進に係る業務

◇担い手への農地利用の集積・集約化

◇耕作放棄地の発生防止・解消

◇新規就農者の確保

毎月の会議(部会・委員会等)及び現地調査等

▶募集人員 30人以内(南区内)

対象 農業に関する知見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、

その他の農業委員会の市所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行

うことができる方

▶任 期 委嘱の日(令和4年4月初旬) ~ 令和7年3月31日

→報 酬 40,000 円以内(月額)

#### 応募方法 団体や個人からの推薦、自らの応募

※所定の様式を提出。詳しくは募集要項をご覧ください

▶要項の入手方法 募集期間内に新潟市南区農業委員会事務局、南区産業振興課で配布

新潟市のホームページからもダウンロードできます

▶お問い合せ先 【農業委員の募集に関すること】

新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

【南区の農地利用最適化推進委員の募集に関すること】

新潟市南区農業委員会事務局 TEL 025-372-6785